

八王子市立保育園インクルージョン保育実施要綱

1. 目的

この要綱は、公設民営園を除く市立保育園において、インクルージョンの理念を尊重し、入所児童の発達や心身の状況に関わらず、誰もが共に生き、育ち合うこと、また、全ての入所児童が等しく保育を受けるために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 入所対象児童

常態として、医師による医療行為を必要としない児童。

3. 特別な支援を必要とする児童の受入数

特別な支援とは、入所児童の発達や心身の状況により、基準配置（充実・11時間加配を含む）の保育士の他に、職員を加配して保育を実施することをさす。

あらかじめ特別な支援を必要とする児童の受入可能数は定めず、その都度、施設や年度ごとの入所児童数及び構成等によって決定する。

4. 支援判定会議

- (1) 支援判定会議は、支援調査票に基づき、入所児童の発達や心身の状況を考察し、要支援度の判定、保育に係る職員配置の決定及び特別な支援を必要とする児童を含めた保育における、環境設定について検討するものとする。
- (2) 支援判定会議は、必要に応じて開催し、子どもの教育・保育推進課長が招集する。
- (3) 支援判定会議の構成は、次に掲げる者をもって組織する。
子どもの教育・保育推進課長、子どもの教育・保育推進課公立担当主査、各保育園園長
- (4) 子どもの教育・保育推進課長は、必要があると認めたときに、前項以外の者を支援判定会議に出席させることができる。
- (5) 要支援度は支援調査票に基づく検討により以下の4分類とする。

支援度1	当該児童の発達や心身の状況に、多動・衝動性や自・他傷等が著しく見られ、自己統制が困難な場合。この他に、身体の状態により、保育園生活において、全面的な介助を要する場合。
支援度2	当該児童の発達や心身の状況に、多動・衝動性や自・他傷等がやや見られるものの、ある程度自己統制ができる場合。この他に、身体の状態により、保育園生活において、一部介助を要する場合。
支援度3	当該児童の発達や心身の状況に、多動・衝動性や自・他傷がやや見られるものの、要支援度の最終判定に、一定の観察期間を要する場合。
支援度4	常態として、医師の指示のもと、看護師及び保健師の看護を必要とする場合。

- (6) 支援度4については、児童の状況により、他の支援度1、2及び3と重複して判定する場合がある。

5. 職員配置

加配職員は特例及び一般臨時職員を基本とし、支援判定会議による要支援度の判定により、以下のように配置する。

- (1) 支援度1 児童1名に対して保育士1名の配置とする。
- (2) 支援度2 児童2名に対して保育士1名の配置とするが、在籍クラスが異なる場合には、それぞれ1名の保育士を配置する。
- (3) 支援度3 観察期間を概ね1ヶ月とし、以後、支援判定会議で再判定するものとする。職員配置は、支援度2と同様とする。
- (4) 支援度4 職員配置に関しては、その入所児童数に係らず、施設に1名とする。

6. 保育の方法及び保育時間

全ての入所児童は、等しく保育を受ける権利を有し、それぞれの発達に踏まえた援助及び支援を受けるものとする。

保育時間については、当該保育園の開園時間内で、保護者の就労等の状況によって定める。

7. 関係機関等の協力

児童の入所後の保育の実施にあたって、必要に応じ関係機関等に支援を求めるものとする。

8. インクルージョン保育推進委員会の設置

- (1) インクルージョン保育推進委員会は、児童の適切なる援助方法の検討及び全市的な視野で保育内容の向上を図る目的により設置する。
- (2) インクルージョン保育推進委員会は、園長会議代表者2名及び各保育園の副園長又は副園長代理10名をもって構成する。
- (3) 園長会議代表者は、必要があると認めたときに、前項以外の者をインクルージョン保育推進委員会に出席させることができる。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

昭和53年12月1日施行の八王子市立保育園障害児保育実施要綱及び同要領は、平成27年6月30日をもって廃止する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。